

令和8年度 大田区 私立認可保育所の指導検査 保育内容 編

大田区福祉部福祉管理課 法人指導担当

はじめに

児童福祉法第39条

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

令和8年度の重点項目

ア 保育所保育指針に基づく保育

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (イ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

ア 保育所保育指針に基づく保育

(ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。

人権の尊重・養護に関する基本的事項

- こども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。
 - 保育所の職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもってこどもを保育すること。
- 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
 - 保育所の職員は、入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

虐待等への対応

- 児童虐待の早期発見のためにこどもの心身の状態を把握しているか。
- 【区】虐待が疑われる場合や不適切な療育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章 第2章 第3章 第4章
「児童虐待防止等に関する法律」第5条、第6条

〔参考〕 「児童虐待対応マニュアル」 大田区

【保育所等における対応】

「虐待」の概念図

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

- ◆ 児童福祉法改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことを踏まえ、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等が再整理されました。
- ◆ 「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではなく、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要であると示されています。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

《 虐待と判断される行為の指標 》

◆虐待と判断される行為の指標として、行われた行為だけで判断できない場合は、

行為の強度・頻度

保育士等の意図

こどもの状況・こどもへの影響

から総合的に判断されます。

行為の強度・頻度を十分に考慮する

身体的虐待になり得る行為	たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張りこどもの身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある。
性的虐待になり得る行為	たとえば、こどもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるものではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う場合には、虐待に該当する可能性がある。
ネグレクトになり得る行為	たとえば、保育士等が複数のこどもを相手にしているところ、こどもの問いに答えられないという行為は、直ちに虐待と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な情緒的欲求にできていない」状態であると判断され、虐待に該当する可能性がある。
心理的虐待になり得る行為	たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待には該当しないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱るような場合は、虐待に該当する可能性がある。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁

◆職員一人ひとりが、こどもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めたうえで、こどもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有することが重要です。

【保育士等に求められること】

- こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を受け、理解を深める。
- 日々の保育について、こどもに対する接し方が適切であったか等について振り返る。
振り返ったことを職員同士の定期的な話し合い場で率直に話す。
- 「こどもの人権への配慮、一人一人の人格の尊重」の視点で自己評価を行う。

【施設長やリーダー層の役割】

職員間の対話が生まれる体制の整備、
“気づき”が得られるが環境づくり

保育士が余裕をもってこどもと
向き合える職員体制の整備

第三者評価や公開保育等を通じて、
保育士等の“気づき”への促進

〔参考〕「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁
「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

ア 保育所保育指針に基づく保育

(イ) 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

全体的な計画の作成

- 全体的な計画を作成しているか。

指導計画の作成

- 長期的な指導計画、短期的な指導計画を作成しているか。
- 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。
- 長時間にわたる保育について、保育内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。
 - ・こどもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を**指導計画に位置付ける**こと。
- 障がいのあるこどもの保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。

指導計画の展開

■保育日誌を作成しているか。

★土曜日に異年齢保育を実施している場合、活動内容が同じでも、こどもの成長・発達を踏まえた土曜日保育のねらいや、保育士の援助等について記載してください。

保育内容の評価

- 保育士の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。
- 保育所の自己評価を行っているか。
- 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章、第5章

〔参考〕 「保育所における自己評価ガイドライン」

保育所保育指針に基づく指導計画

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1.長期的な指導計画（年間指導計画・月案）	○	○	○	○	○	○
2.個別的な指導計画（月案） ☆満3歳まで	○	○	☆○			
3.短期的な指導計画（週案・日案）	○	○	○	○	○	○
4.保育日誌	○	○	○	○	○	○
5.個人別記録 0,1歳児	○	○				

※保育所における保育は、計画とそれに基づく養護と教育が一体となった保育の実践を、保育の記録等を通じて振り返り、評価した結果を次の計画にいかしていく。

※立案時、評価・反省を記載した際、施設長が確認していること。

保育の体制

- 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。
 - 開所時間は原則として11時間とすること。
 - 理由なく休所又は保育時間を短縮しないこと。

※土曜日閉所減算に係る取扱いについて

大田区では、令和3年4月以降、土曜日における入所児童の利用希望が無い日または時間帯については、施設の開所を求めています。ただし、この場合においても、緊急連絡先を保護者に事前に周知し、当日の利用希望にも対応できるように体制を整えておいてください。

- 保育士を適正に配置しているか。
 - 開所時間中は保育士を常時2人以上配置すること。
- 常勤の保育士を各組やグループに一人（場合により2人）以上配置されているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第16条、第17条
「民間保育所に対する運営費実施要綱」第8条
「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-4 「土曜日閉所減算に係る取扱いについて」

整備すべき帳簿

- 児童出欠簿を作成しているか。
 - ・全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておくこと。
 - ★欠席の理由（病欠・私欠）を把握し、記録しているか。

- 児童票を作成しているか。
 - ★児童票には個々の児童の状態を把握するものとして、児童の保育経過記録が必要です。

保護者との連携

- 保護者との連携は十分か。
 - 日常の保育に関連した様々な機会を活用し、こどもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて保護者との相互理解を図るよう努めること。
 - 保護者との連絡体制ができているか。

小学校との連携

- こどもの就学に際し保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付しており、原本を保育所に保存しているか。
 - ★ 施設長名、担当保育士氏名を自署してください。
 - ★ 就学の際、小学校へ送付し、原本は園に保管しておいてください。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第46条
「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙第1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底 (ア) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

保健計画

- こどもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。

児童健康診断

- 健康診断を適切に行っているか。
 - ★入所時の健康診断を行っているか。
 - ★定期健康診断を年2回行っているか。
- 健康診断の記録を作成しているか。
 - ★健康診断日、囑託医の所見、押印又はサイン等の記録が必要です。
- 【区】 0歳児の健康診断を適切に行っているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条
「民間保育所に対する運営費実施要綱」第7条

健康状態の把握

- 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。
 - こどもの疾病の疑いや傷害が認められた場合には、保護者に連絡をするとともに、嘱託医に相談するなどの対応をしているか。
- 身長、体重の測定を定期的に行っているか。
 - こどもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。
 - ★測定する日に欠席した場合は、後日登園した際に、忘れずに実施してください。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第46条
「保育所保育指針」第1章、第3章

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

(イ) 食物アレルギー等を有することどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

食育計画

食事計画と献立業務

- 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成されているか。
- 給与栄養量の目標を設定しているか。
- 献立表を適切に作成しているか。（延長保育補食も含む）

食事の提供

- 児童の状況に応じた配慮をしているか。
 - ・ 体調不良、食物アレルギー、障がいのあることどもなど、一人一人の心身の状態等に応じて配慮すること。
- 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条
「保育所保育指針」第1章 第2章 第3章
「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」
「延長保育事業の実施について」

■食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。

- こどもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有するこどもの生活がより一層、安心、安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。
- 保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。
- 保護者との協議を通じて、**1年に1回以上、生活管理指導表の再提出**を行い状況を把握し、保育所での生活における配慮や管理、対応を行うこと。

■アレルギー疾患の対応を適切に行っているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」
「保育所保育指針」第3章

ウ 安全対策の徹底

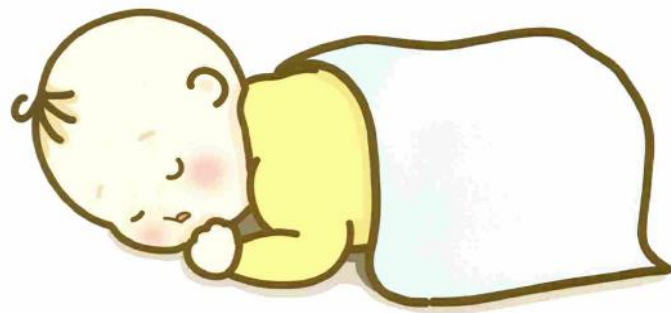
(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

児童の安全確保

- 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。
 - 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向けにしっかりと寝かせること。
 - 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- 睡眠時チェック表を作成しているか。
 - 必ず1人1人チェックし、その都度記録すること。

〔根拠法令等〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」
「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)・
第2〔共通事項〕(2)

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直しましょう。



うつぶせ
寝



横向き寝



仰向け寝

仰向け寝に直しましょう

ウ 安全対策の徹底

(イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。
 - あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録すること。

- こどもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。
 - こどもの食事に関する当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息となるものを除去すること。

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。

《誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について》

○給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	ブチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	餅	
	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

○果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

〔参考〕 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

ウ 安全対策の徹底

(ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

- プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。
 - プール・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置すること。
 - ★ 監視者が明確にわかる記録を作成しているか。
- 園外保育時に複数の保育士（うち1人以上は常勤保育士）が対応しているか。
 - 目的地への到着時や出発時、引率者以外の職員による帰園後のこどもの人数確認等、迷子・置き去り防止を行うこと。
 - ★ 散歩の目的地、ねらい、行程（時間、経路、所要時間）、こどもの人数、引率者名、帰園後の人数確認等を記録に残しているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

〔参考〕 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」

ウ 安全対策の徹底

(工) 事故発生時の対応等が適切に行われているか。

- 事故が発生した場合に適切に対応しているか。
 - 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止を行うこと。
- 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。
- 【区】 区に事故報告書を提出しているか。
 - 受診した怪我等
 - 迷子（見失い）、置き去り、連れ去りなど
 - ★園内で発生しても事故になります。
 - その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事実（児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む）
 - 食物アレルギー関連（発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合）
 - 食物アレルギー発症（施設及び保護者が把握している以外で発症した場合）

〔根拠法令等〕 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」 第32条
「特定教育・保育施設における事故発生時の事項報告書の提出について」

ウ 安全対策の徹底

(才) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

衛生管理（検便）

- 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか。（雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか。）

★検便は、結果日で確認しています。

- 検便検査の結果を適切に保管しているか。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「社会福祉施設における衛生管理について」

「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」

「労働安全衛生規則」 第47条、第51条

衛生管理（健康チェック）

- 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。
 - 調理従事者及び調乳担当者は食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理・調乳作業に従事しないこと。

- 検食を適切に行っているか。
 - 検食を食事提供前に行い、異味・異臭・その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること（食事にはミルクも含まれます）。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法施行規則」第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18
「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

〔参考〕 「大量調理施設衛生管理マニュアル」

保護者に負担させることが適当でないもの

*保護者に負担させることが適当と認められないもの及び区が法外援護費で相当額全額を補助しているものは、以下のとおりです。現時点で判明している項目(制限列挙)

- 0歳児～2歳児までの連絡帳
- 昼寝用の布団、上掛け、毛布等
(ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く)
- 給食用食器(コップ、箸、スプーン等を含む)
- 哺乳瓶
- 台布巾
- 個人のもので持ち帰れない文房具、絵本等(共用の糊など)
- 紙オムツの廃棄費用
- 給食費
- 延長保育の補食費

〔根拠法令等〕 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
第13条
「私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について(通知)」